

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）について

1. 条例制定の背景

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法が改正されました。

改正児童福祉法では、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされています。

本市では、条例を定めるにあたっては、国が定めた「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」の区分に従い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めることとなります。

従うべき基準と参酌すべき基準とは…

「従うべき基準」

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの